

災害廃棄物等処理施設の設置を求める決議

東日本大震災等の災害における教訓・知見を踏まえ、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するため、平成27年7月に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」が改正され、災害廃棄物処理対策が強化された。

平成28年1月には国の「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」が変更され、市町村は非常災害発生に備え「災害廃棄物処理計画」を策定するものとされた。

群馬県は非常災害時における廃棄物の適正処理及び再生利用の基本方針並びに広域的な災害廃棄物処理の相互応援体制について定め、平成29年に「群馬県災害廃棄物処理計画」を策定し、平時の備えから大規模災害発生時の対応まで切れ目のない対策の実施・強化を図った。

渋川市議会においては、平成19年12月に「産業廃棄物最終処分場設置等反対に関する決議」を議決し、丘陵地の環境保全に努め、本市の豊かな自然環境を未来へ引き継ぐ意思を示している。

しかしながら、市は生活環境の保全と公衆衛生上の支障防止の観点から、災害廃棄物等を含む地域内の一般廃棄物を処理する責任も有している。先に述べた国の方針においても、市は平時から災害対応拠点としての施設整備や関係機関・関係団体との連携体制の構築、災害廃棄物処理に係る訓練等を通じて、非常災害時にも対応できる強靱な廃棄物処理体制の整備を図ることとされており、その際、国の策定する廃棄物処理施設整備計画や災害廃棄物対策指針等を十分踏まえながら、県が策定する計画と整合を図りつつ、市の実情に応じて、災害廃棄物対策に関する施策を一般廃棄物処理計画に規定するとともに、非常災害発生に備えた「災害廃棄物処理計画」を策定することが求められている。

また、本市周辺では「関東平野北西縁断層帯主部」による地震が今後発生すると予想されており、それに伴い発生する災害廃棄物の量は65,049トンに及ぶ見込みである。

以上のことから、非常災害発生に備え、災害廃棄物を適切に処理するため、本市議会において災害廃棄物等処理施設の設置を求めるとともに、産業廃棄物最終処分場設置の検討に当たっては、平成19年12月の「産業廃棄物最終処分場設置等反対に関する決議」の意思である「恵まれた水と緑豊かな榛名山、赤城山、子持山及び小野子山の丘陵地の環境保全」と「豊かな自然環境を未来へ引き継ぐ」ことを踏まえて推進することを決議するものである。

令和2年12月21日

群馬県渋川市議会